

「新・農地と担い手を守り活かす運動」推進要領

－「第3次・農委組織活動改革プログラム」の実現に向けた実践活動－

平成20年2月13日

全国農業会議所

1. 趣 旨

- (1) 農業委員会組織は、平成11年度から16年度までの6カ年を「地域農業再生運動」に、続く17年度から19年度までの3カ年を「農地と担い手を守り活かす運動」に取り組み、わが国農業・農村をとりまく情勢や農業委員会系統組織に対する今日的要請に対応しつつ、農業・農村現場の抱える課題解決に向けた活動を展開してきた。
- (2) 今日、さらなる国際化の進展、農業の担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加など農業の構造変動に的確に対応し、農地・担い手対策を強化することが喫緊の課題となっている。
- (3) とりわけ、「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、平成19年度から「農政改革三対策」がスタートし、現場の課題を踏まえた見直しも行われたところであるが、地域の実態に即しながら、これらの着実な実現を図ることが農政上の最重要課題となっている。また、農地政策改革については、平成19年11月に「農地政策の展開方向」と工程表が示されたところであるが、制度の根幹部分については継続検討とされており、農村現場の実態と法制的な整合性の確保を十分踏まえた慎重な検討が求められている。
- (4) 一方、これまで規制緩和や地方分権、行財政改革などが推し進められた結果、農村現場では、人員や予算の削減など農政の推進体制のぜい弱化が進んでおり、地方自治体の農政の推進や、農業委員会の機能の発揮にも大きな支障が生じかねない状況となってきた。
- (5) こうした情勢のもとで、農業委員会組織は、このほど、平成17～19年度までの3カ年で取り組んでいる「新・農委組織活動改革プログラム」とその実現のための組織運動「農地と担い手を守り活かす運動」を、今日的課題に即して見直し、新たな展開を図ることとした。
- (6) 「新・農地と担い手を守り活かす運動」は、「第3次・農委組織活動改革プログラム」を実現するための新たな組織運動であり、これまでの運動の検証を踏まえて、今日の情勢下で農業委員会組織としての活動の方向をより鮮明にし、農地・担い手対策、さらには農業・農村の活性化対策に重点を置いた取り組みを、目標達成評価の仕組みを取り入れつつ徹底するため、農業委員会系統組織をあげて全国的な運動の展開を図るものとする。

2. 運動の目標

- (1) 遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保
- (2) 担い手の確保と農地の利用集積など経営確立の支援
- (3) 地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践

3. 運動の主体

この運動は、農業委員会系統組織の新たな運動として、市町村農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所が一体となって進める。その場合、行政、JAグループ、農地保有合理化法人等の関係機関・団体との連携強化を図る。

4. 運動の期間

運動の期間は、平成20年度から22年度までの3カ年とする。なお、運動を効果的に進めるため、年度ごとに具体的な取り組み方針を策定する。

5. 運動の内容

この運動の推進にあたっては、農業者の公的な代表組織である農業委員会として、地域の農業・農業者の実情と特性をしっかりと把握し、農地と担い手の課題解決を中心に、具体的な目標を設定した実践活動を積極的に展開することとする。

特に、農地の利用集積、遊休農地に対する指導および解消対策をはじめ、認定農業者等の担い手の確保・育成については、数値目標を設定し、その実現を図るとともに、実際に検証・評価を行い、次年度以降の計画や実践に役立てる。

(1) 遊休農地の発生防止・解消対策の強化

① 農地パトロールによる地域の農地利用の総点検と農地基本台帳の整備

農地の有効利用や遊休農地解消を進めるため、毎年一定の時期（原則として毎年度8～11月の間に設定）に「農地パトロール月間」を設定し、地域ごとの農家の農地利用の現状や今後の意向等について農業委員等による総点検を行い、その結果を農地基本台帳に整備する。

② 遊休農地の発生防止・解消指導および無断転用防止対策

遊休農地の発生防止・解消、無断転用の防止についての啓発活動を実施する。

要活用農地のある全農業委員会において基盤強化法にもとづく手続き規程を定め、農地パトロールや、遊休・耕作放棄地の所有者等に対する農業委員会の指導（同法第27条）を徹底するとともに、市町村長に対する「特定遊休農地」である旨の通知要請（同法同条）を適切に実施する。

また、産業廃棄物の不法投棄を含む農地の違反転用についても、その事情の調査・報告および指導を徹底する。

遊休農地の解消にあたっては、市町村等と連携し、「遊休農地解消計画」に沿って、具体的な解消に向けた対策を講じる。

(2) 優良農地確保のための農地制度の適正執行の推進

- 農地の乱開発や荒廃を防ぎ、優良農地の確保・有効利用を図るとともに、秩序ある土地利用を確保する観点等から、農地の権利移動・転用許可等の適正執行、農振法への適切な対応、農業生産法人制度や特定法人貸付事業の適切な運用の徹底等に取り組む。

(3) 担い手の確保・育成と面的利用集積を含む担い手への農地利用集積等の推進

① 農地基本台帳や農地情報地図を活用した農地利用調整の推進

農地基本台帳の地図情報システム化を進め、担い手への農地の面的集積を含む利用集積や遊休農地の解消対策等農業委員会活動を円滑かつ効率的に実施する。

② 認定農業者等担い手の確保・育成の推進

地域の担い手の農業経営改善計画の作成に対する支援・協力の取り組み（再認定含む）を徹底する。併せて、認定農業者等の経営管理能力の向上、農業経営改善計画の達成に向けた相談・支援（簿記記帳・青色申告、農業経営の法人化、家族経営協定、農業者年金等）を実施する。

③ 集落営農の組織化・法人化の推進

担い手不足地域においては、受け皿となる集落営農の組織化を推進するとともに、特定農業団体や特定農業法人の設立を図る。

(4) 地域における意見の積み上げや集落内の話し合い活動等の展開

① 認定農業者等との意見交換をもとにした建議や意見の積み上げ

一定の時期（農業情勢等を踏まえて適切な時期に設定）に農業委員会と認定農業者等担い手との意見交換会を実施し、課題と対策について取りまとめを行い、市町村長等への建議や意見の公表等に反映させるなど政策提案活動を行うとともに、都道府県、全国の農業委員会会長大会等への積み上げを図る。

② 集落内の話し合い活動や地域の世話役活動の展開

集落での話し合い活動や相談活動等に積極的に取り組み、農地利用の調整や地域の世話役活動を進める。

③ 情報提供活動の強化

国などが進める農政改革の普及・浸透や地域における農業委員会活動の

広報を図るため、組織紙や農業委員会・市町村広報紙を活用した情報提供活動を一層強化する。

(5) 地域および地域農業の振興に向けた連携と実践活動の展開

① 農商工間連携による地域や地域農業の振興に向けた取り組みの推進

地域の農業者や消費者、商工関係者、関係機関等と連携し、地域や地域農業の振興に向けた取り組みを進める。

② 農業委員会による実践活動の展開

具体的には、地域の活性化等を進めるための話し合いの場の設定やシンポジウム等の開催、農業委員自らが遊休農地の耕起や体験学習指導を行うなど、より実践的な取り組みを進める。

また、主食であるコメを中心とした健康的で豊かな「日本型食生活」の全国的な普及促進を図るために、農業委員自らがコメの需用拡大に向けた取り組みを進める。(例えば、「ごはんをもう一杯運動」「ごはんを一日〇膳運動」「朝ごはんを食べよう運動」など。)